

豊中市立図書館コンピュータ委員会の設置及び運営に関する要綱

第1条 図書館規則第8条の2の2項の規定に基づき、豊中市立図書館が行う電算機の管理運用に関する業務を適正に行うため、豊中市立図書館コンピュータ委員会（以下、委員会という）を設置する。

第2条 委員会は、豊中市立図書館システムの電算機の管理運用及び運用内容に関する検討を行う。

2 委員は、電算機の管理運用に必要な業務を担当する。

第3条 委員会は、豊中市立図書館職員12名で組織する。

2 委員は、岡町図書館長が各図書館長と協議して指名する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、異動等による任期中の交代または再任については、これを妨げない。

第4条 委員会に臨時委員を若干名置くことができる。

2 臨時委員は、委員会の運営のため必要な場合において、岡町図書館長が指名する。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、岡町図書館長が野畑図書館長と協議し指名する。

3 委員長は、委員会に関する事務を掌務し、委員会を代表する。

4 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第6条 委員会は、豊中市立図書館システムの電算機の管理運用及び運用内容に関する検討を実施するにあたって、図書館規則第10条の規定（個人情報等の保護）を遵守するとともに、国民の知る自由を保障するために制定された「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会1979年改訂）を尊重し以下の業務を担当する。

（1）図書館システム全般におけるセキュリティ対策の検討及び実施。

（2）図書館システム全般における障害対策の検討及び復旧管理の実施。

（3）図書館システムの改善及び更新に関わる事項の検討及び立案。

（4）情報発信システムのコンテンツに関する検討及び更新の実施。

（5）その他、電算機を使った市民サービスの検討及び立案。

第7条 委員会は、豊中市立図書館システムの電算機の管理運用及び運用内容に関する検討を行うが、決裁は岡町図書館長が行う。

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、岡町図書館長が定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から実施する。